

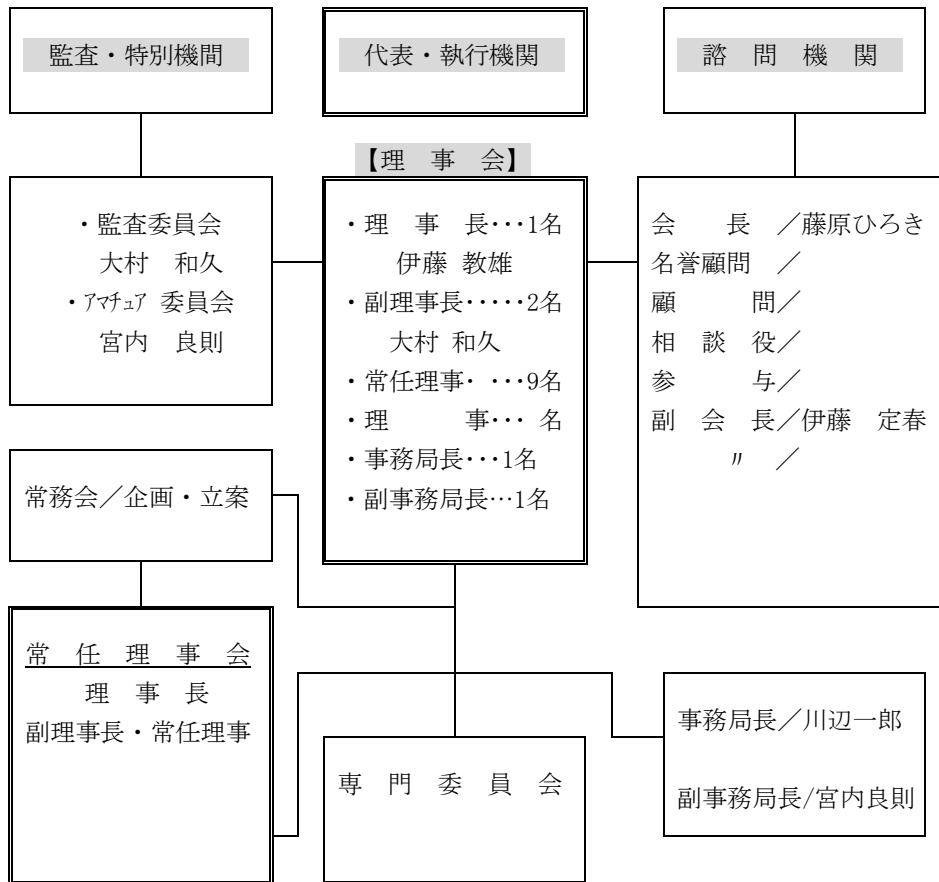
【組織図】 (1994. 3. 20 決議)

〈理事会の諮問機関〉 / 意見を求めること

(一部改正 ; 2022. 2. 27)

最高の議決機関

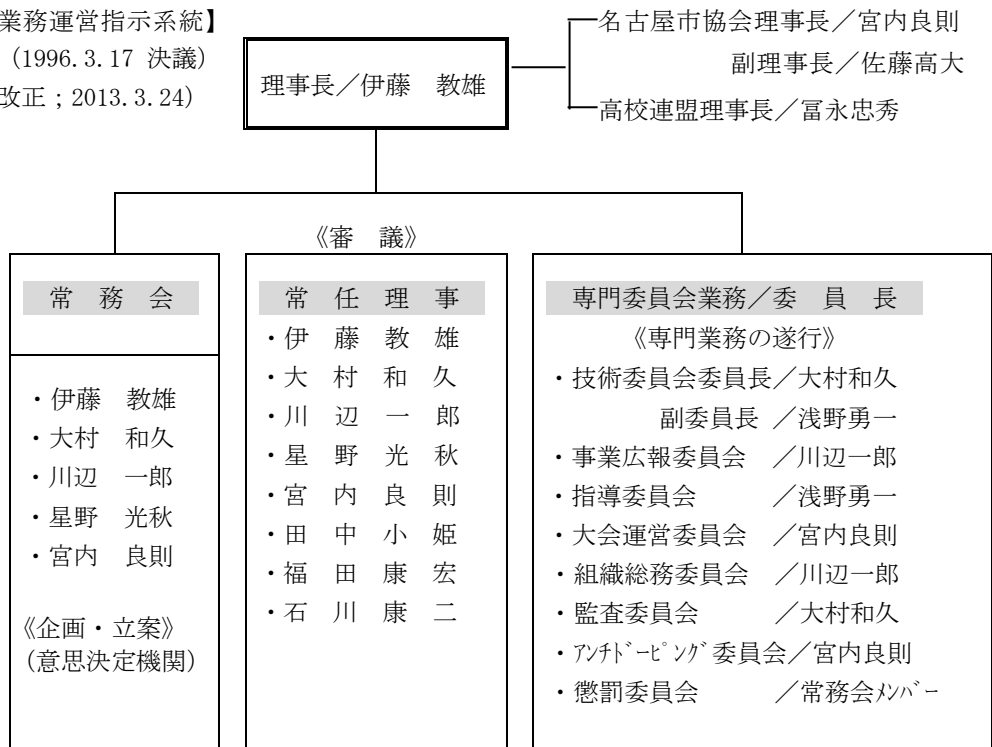
/ 上から下に相談すること



【業務運営指示系統】

(1996. 3. 17 決議)

(改正 ; 2013. 3. 24)



専門委員会規定

【目的】

愛知県パワーリフティング協会の規約第19条にもとづき、県協会の諸事業の達成と円滑な運営を行うため次の専門委員会を置く。各専門委員会は次の通り所掌事項を分掌する。

《所掌事項》

(1) 技術委員会

パワーリフティング全般に関わる技術面の指導・対策と大会の円滑な運営。
競技会における審判構成・判定内容・審判上に関する諸問題の解決。
競技選手の指導・育成と競技力向上に関する研究。
公認審判員の昇級（1級・2級）に関する指導・申請の業務。

(2) 事業広報委員会

県協会の諸事業の企画・運営・広報活動の責任者。
対外的な渉外活動と普及活動の推進業務。
年間賛助会員・大会協賛・協力団体の発掘・拡大と財源確保計画の策定。

(3) 指導委員会

県協会（競技を含む）普及・発展のための各種計画の立案と運営。強化合宿・強化練習練習試合等による競技力向上のための組織的指導・育成と、審判員・指導員育成のための審判講習会、指導者講習会および認定試験の実施に関する指導。
文部省公認スポーツ指導者制度にもとづく地域スポーツ指導者、および競技力向上指導者の養成と講習会参加のための指導・申請業務。

(4) 大会運営委員会

県選手権大会の開催・運営と指導に関する業務。大会担当委員の設置。
大会の準備・後援・協賛者の確保と競技の普及活動等。

(5) 組織総務委員会

県協会の組織充実と強化活動、県体協・国体種目参入に関する指導業務。
県協会の諸業務の運営と普及活動、組織間の交流・指導に関する業務遂行。

(6) アンチドーピング委員会

競技会における医療・障害・事故等の安全対策。
本競技とスポーツ障害に関する研究等。アンチドーピングの指導・育成。

(7) 監査委員会

県協会の運営状況・会計・財産の監査全般業務。
理事の業務執行状況の監査等。

(8) 懲罰委員会

本協会諮問役員、本協会理事、登録公認審判員、加盟団体登録選手及び個人登録選手で以下に該当する時は、懲罰委員会で罰則を審議する。
（罰則対象）本協会規約に違反したもの、役員・審判員及び選手として品位にふさわしくない言動及び行動を成したもの、その他本協会の統制をみだしたもの。
（懲罰の種類）除名、解任、資格停止、警告